

審査基準整理票

処 分 名	大津市ふれあいプラザホール等の使用の許可		
根 拠 法 令 名	大津市ふれあいプラザ条例（平成9年条例第41号）	（条項） 第4条第1項	
基 準 法 令 名	大津市ふれあいプラザ条例（平成9年条例第41号） 大津市暴力団排除条例（平成23年条例第49号）	（条項） 第4条第2項 第8条	
所 管 部 署	指定管理者：浜大津都市開発株式会社 （所管：健康福祉部福祉政策課）		
標 準 処 理 期 間	2 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[ホール等の使用許可の審査基準]</p> <p>ホール等の使用許可の審査基準は、大津市ふれあいプラザ条例第4条第2項各号に掲げる不許可事由に該当しないこと又は大津市暴力団排除条例第8条に規定する暴力団を利すると認めるときに該当しないことを基準とする。なお、大津市ふれあいプラザ条例第4条第2項第3号に規定する「その他プラザの管理上支障があると認められるとき。」とは、大津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則第4条各号に規定する事項を遵守しないおそれがあると認められるとき及び営利を図る目的で利用するおそれがあると認められるときとする。</p> <p>参 考 [根拠法令・基準法令] 大津市ふれあいプラザ条例 （ホール等の使用の許可） 第4条 別表に掲げるホール等の施設（以下「ホール等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、第8条の規定に基づきプラザの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）に申請し、使用の許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、ホール等の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について、必要な条件を付することができる。 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホール等の使用を許可しない。 （1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 （2） ホール等の施設又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。 （3） その他プラザの管理上支障があると認められるとき。 大津市暴力団排除条例 （市の公の施設の使用における措置） 第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。</p>			

[参考法令]

大津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則

(入場者の遵守事項)

第4条 プラザの入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) プラザの施設若しくは設備又は展示物等を汚損し、又は毀損しないこと。
- (2) 許可を受けずに、物品を展示し、又は印刷物、ポスター等を配布し、若しくは掲示しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食しないこと。
- (4) プラザ内において喫煙しないこと。
- (5) 他の入場者の迷惑となるような行為をしないこと。
- (6) 使用した設備、備品等を原状に復し、清掃すること。
- (7) その他係員の指示に従うこと。